

令和8年度保険料率について

令和8年3月1日
武蔵野銀行健康保険組合

1. 「一般保険料」の保険料率

当健康保険組合の保険料率を次のとおりとする。

令和8年3月1日（令和8年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については、令和8年4月分保険料）から実施する。

単位：‰

	令和7年度				令和8年度			
	一般 保険料	一般保険料の内訳		調 整 保険料	一 般 保険料	一般保険料の内訳		調 整 保険料
		基 本 保険料	特 定 保険料			基 本 保険料	特 定 保険料	
事業主	50.316	29.749	20.567	0.754	50.316	30.926	19.390	0.754
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
被保険者	36.384	21.509	14.875	0.546	36.384	22.360	14.024	0.546
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
合 計	86.700	51.258	35.442	1.300	86.700	53.286	33.414	1.300
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

2. 「介護保険料」の保険料率

令和8年度納付金額計算書により、当健康保険組合の保険料率を次の
とおりとする

令和8年3月1日（令和8年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については、
令和8年4月分保険料）から実施する。

単位：‰

	令和7年度	令和8年度
事業主	8.600	8.600
	1000	1000
被保険者	8.600	8.600
	1000	1000
合 計	17.200	17.200
	1000	1000

3. 「子ども子育て支援金」の率

令和8年度の被用者保険に係る国が示す一律の支援金率により、当健康保険組合の
支援金率を次のとおりとする。

令和8年4月1日（令和8年4月分保険料）から実施する。

単位：‰

	令和7年度	令和8年度
事業主		1.150
		1000
被保険者		1.150
		1000
合 計		2.300
		1000